

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年7月10日)

開催日及び場所			令和8年7月1日（水曜日） 中会議室	
委 員			折 原 博 樹（公認会計士） 田 中 健太郎（弁護士） 渡 邊 寧 子（税理士）	
審議対象期間			令和7年10月1日～令和8年3月31日	
審議対象案件			275件 うち、1者応札案件160件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽 出 案 件			14件 うち、1者応札案件12件 (抽出率5.1%) (抽出率7.5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)	
抽出案件内訳	工事	一 般 競 争		4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随 意 契 約		0件
	業務	一 般 競 争		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	0件

	物品・役務等	一 般 競 争	8 件 うち、1 者応札案件 7 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指 名 競 争	該当なし
		随意契約（企画競争・公募）	該当なし
		随意契約（その他）	0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回 答
		1 入札方式別発注工事総括表の単純平均落札率はどうのように算出しているか。また、個々の落札率の分布はどうなっているか。 2 F9の1 者応札（応募の改善策）欄に「1 者応札改善策を実施したにもかかわらず、これ以上の改善の余地が見込まれないと判断」とあるが、判断理由は何か。 3 Bの林道工事について、前年度より14件減っているが理由は何か。 4 AA1及びAA2の落札率について、落札率が95%未満と他案件に比べて低い理由は何か。 5 F120及びF121の落札率が低い理由は何か。また、F121の契約金額が低い理由は何か。	1 単純平均落札率は、個々の案件の落札率を平均して算出している（例：治山工事の場合、A1～A19の落札率を平均して算出）。個々の落札率は、90%以上100%未満が多い。 2 F9は特殊な案件であり、北海道内で対応可能な事業者が限定されている。また、落札者以外の事業者は数百km離れた遠隔地に所在しているため。 3 今回は、令和7年10月以降の契約なので、10月以前に契約したものが多かったと考える。 4 治山工事に係るコンサルタント業務は、人件費や技術力に依存する部分が大きく、各事業者の企業努力が応札価格に反映されやすいため、落札率が比較的低くなったものと考ええる。 5 F120については、落札者が今回の交換機器の在庫を保有していたことや、事業主自ら施工を行う等により施工経費の節減ができたことが理由と考えられる。F121については、落札者が他の応札者に比

	6 F44の特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）欄に「指定調査機関であること」と記載されているが、係る資格条件を付した理由は何か。 7 A1の工事終期は令和9年1月29日とされているが、工事終期が厳寒期の場合、どのように完了検査を行うのか。 8 指名停止一覧表の(株)中央技術コンサルタンツの指名停止の理由（概要）欄について、指名停止理由である他県事案や類似事案を踏まえて、署等への指導をどのように行っているか。	べて、備品を安価に仕入れて大量に在庫していたことや、北海道全域での類似案件の実績が多いため効率的な備品の運搬が可能であったことが理由と考えられる。 6 収穫調査（立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査）は特殊技術を要するため、専門的な知識を有し当該業務を行うことができる者を指定調査機関として認めており、当該案件に資格条件として付した。 7 工事実施箇所において完了検査を行う。積雪により確認しにくい箇所については、補完的に積雪前に撮影した写真等を確認して、検査を実施している。 8 局の発注者綱紀保持推進計画等に基づき、巡回点検、コンプライアンスキャラバン、職員アンケート等を通じて、署等に対する指導を行っている。
委員会による意見の具申又は勧告内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。	

委員長内容確認済み（委員代表）

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

（注1） 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に 規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。